

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月2日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17名)

農業委員 (7名)

- 1番 野口 敏春
- 2番 西村 正史
- 3番 川下 始
- 4番 川崎 豊洋
- 5番 福江 晋
- 6番 市丸 義則
- 7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (10名)

- 笹本 和彦
- 池田 信文
- 江下 久子
- 田島 一昭
- 蕪竹 敏治
- 大岡 利昭
- 内田 圭一郎
- 内田 秀敏
- 三原 仁
- 田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

- 8番 榊原 照博

(推進委員1名)

- 浦田 進

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
議案第 133 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 134 号 農地法第 3 条の規定による許可取消申請審議について
議案第 135 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、会長が公務のために上京しておられますので、私、中島が変わって、総会を進めていきますので、最後までよろしくをお願いします。</p> <p>ただ今から第 36 回の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員 7 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1 番の野口委員と 2 番の西村委員よろしくをお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 133 号 15 件、議案第 134 号 1 件、議案第 135 号 2 件となっています。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 3 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(解約報告)</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

議長	<p>ご意見等無いようなので、報告1号1番から3番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第133号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第133号7番及び8番は、借受人が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査をされた西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>調査については、5月29日、〇〇さん、〇〇さん、笹本推進委員で確認をしています。</p> <p>現場は、畑でみかんが植えてあります。品種は、いろいろと植えているというふうな話をされておりました。今後、12月に基盤整備、改植の予定という説明がありました。</p> <p>事由に、借受人が新規取得となっていますけど、これまでも農業をされていて、名義が父親の名前になっていたために、今回新規取得という話でした。もちろん、農業関係で使用する機械等も自宅にありますということです。</p> <p>賃借料は、使用貸借ということで、賃借料はありません。</p> <p>設定期間については、開始日が少し開いていましたので、何かあったんですかと聞いたところ、〇〇さんのお父さんは出したと思っていたということでした。</p> <p>続きまして、8番の貸付人の〇〇さんですけれども、トラックの運転手</p>

	<p>をされていて、なかなか連絡がつかず、笹本推進委員から確認を取ってもらいました。</p> <p>今回の4筆は、改植せずにそのまま耕作しますということでした。</p> <p>事由とか賃借料は、先ほど説明したとおりで、畑の周りは竹藪のような状況になっていました。以上です。</p>
<p>笹本推進委員</p>	<p>先ほど、西村委員から詳しく述べてもらいましたので、私の方からはありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第133号7番及び8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、7番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案133号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、8番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。
市丸委員	<p>調査報告を行います。</p> <p>31日、三原推進委員と現地調査に行きまして、譲受人の〇〇さんが来ていただきました。</p> <p>譲渡人の〇〇さんは、神奈川県在住なので、27日に電話で確認を取りました。</p> <p>譲渡人に、解約をして〇〇さんに所有権移転をする理由を聞いたら、長い間、作ってもらってるので、もう所有権移転にしたほうがいいということで、〇〇さんの方に土地を譲りたいという話をされました。</p> <p>畑が2筆あるんですけども、間違いありませんということで、対価の方がゼロの理由もお尋ねしたら、別に土地代はいらないっていうことでした。親戚関係にあるので、そういったところもあるんじゃないかと思いません。</p> <p>〇〇さんの太良にある家は、現在、空き家になっています。</p> <p>〇〇さんが、空き家に農地をつけて、空き家バンクに登録するというので、現在、〇〇さんが作っているところが作れなくなったら困るので、今、作っている土地は自分に譲ってくれということで、所有権移転をするということになりました。</p> <p>それに対価は0なんですけども、別に要らないということでしたが、所有権移転登記の手数料は、自分のほうが払うということでした。</p> <p>〇〇さんは、今勤めておられますが、1年半ぐらいしたら退職するので、そのあとは農業を頑張るということでした。以上です。</p>
三原推進委員	<p>5月31日、市丸委員と〇〇さんと3人で話をしました。</p> <p>補足としまして、畑は平地になっていまして、丁2526-2が伊予柑で丁2526-1が寿太郎となっています。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第133号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認め、議決を採ります。

議長	<p>議案第133号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の議案第133号2番から4番は、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>29日に、池田推進委員、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、それと〇〇さん6人で確認しています。</p> <p>2650-1から2650-4までは一面になっています。2650-3については、畦が広がった感じで、今後検討したいということでした。そして、〇〇さんと〇〇さんは、何も問題なく了承ということでした。対価については、〇〇さん、〇〇さんは、事務局のほうで相場を聞いてから決めたそうです。</p> <p>〇〇さんは、圃場整備をした時の値段を言われてきたからそのまま受けたということでした。</p>
池田推進委員	<p>2650-3は、別の畑になってるんですけど、この田の畦です。何か作るにしても2列か3列しか作れないぐらいの広さです。以上で</p>

議長	<p>す。</p> <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第133号2番から4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。 議案第133号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第133号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第133号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p>
事務局	<p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員会及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	<p>29日に調査を行いました。ここは田と田の間が水路になっていますので一枚にはできない状況です。</p> <p>設定期間が3年とありますが、〇〇さんは、1年になるかもということを言われました。〇〇さんも了承をされての話ということで確認しました。以上です。</p>
池田推進委員 議長	<p>野口委員からの報告のとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第133号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員員から調査報告をお願いします。
野口委員	29日に、〇〇さん夫婦、〇〇さんと、5人で立ち会いをしています。

	<p>現場は、すでに代掻きが終わって、水を張っている状況で、1つの筆なんですけど3面になってます。</p> <p>少しずつ段差があるみたいで、今回は、現状のまま米を作られる予定です。</p> <p>賃借料についても間違いないということでした。</p>
池田推進委員	<p>高さが10センチぐらい低いそうです。前耕作者は、この2ヶ所を交互にナスとかを作っておられました。広いところは米だけでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第133号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第133号9番から11番は、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員、江下推進委員から調査報告をお願いします。</p>
江下推進委員	<p>〇〇さんと〇〇さんは、家族で、農作業をしておられます。今回、家族間贈与ということで、どうして生前贈与ではないのかと聞いたら、相続税が14万くらいということなので、そのままするという事でした。</p> <p>ハウスみかんとかは全部譲って、自分が責任持つてするようにさせて、お金の管理は、まだおじいさんのほうがされるということでした。</p> <p>そして、〇〇さんのところは、もう10年ぐらい作ってると思いますが、それをやっとなんか買う段取りになったということでした。</p> <p>金額についても間違いはないということでした。</p> <p>〇〇さんが自分たちの家族で食べる分のお米を作りたいということで、〇〇さんは、買ってくれる人がいるときに譲りましたということでした。</p> <p>以上です。</p>
田島推進委員 議長	<p>江下推進の報告のとおりで、特にありません。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第133号9番から11番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号9番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、9番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第133号10番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、10番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第133号11番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、11番は原案どおり認められました。 続きまして、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲渡人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>5月31日に、会長と江下推進委員と、〇〇君のお母さん、〇〇君の父親の〇〇さんの立ち会いで確認してきました。 現場は、今、きれいに手入れしてあります。今までは、〇〇君のお母さんが、野菜とかを作っていたんですけど、作ることができなくなったので、〇〇君のお父さんの方をお願いして、買ってくれないかということで話を持ちかけられたということでした。 〇〇さんの畑は、周辺のハウスとかみかんが〇〇さんの畑ですので、〇〇さんをお願いしたということでした。 〇〇君が自分で管理するということで話を聞いてきました。 対価の方もこれで間違いないということで、了解されました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第133号12番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号12番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、12番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第133号13番及び14番は、借受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査をされた福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>5月21日に、内田推進委員さん、〇〇さんの息子さん、〇〇さんの娘さん、〇〇さんの5人で現地確認をしてきました。</p> <p>ここは、もう何年も〇〇さんが玉ねぎを作っておられます。</p> <p>現地確認時もきれいに耕耘していてちゃんと整地をされておりました。</p> <p>賃借料もこれで間違いないか確認したところ、間違いないということでした。期間については、5年間となっていますけど、できる限り頑張ってお作るとのことでした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>これは、〇〇さんがずっと小作をしていたんですけど、ちゃんと農業委員会と通した方が良かったらということで、お互いに納得をして、この結果になったということです。以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第133号13番及び14番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号13番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、13番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第133号14番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、14番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>21日に、内田推進委員と〇〇さんと現地確認しました。</p> <p>〇〇さんについては、内田推進委員に一任しますということで、電話連絡を取ってもらっています。</p> <p>隣地に〇〇さんの農地があります。今回の農地は、竹やぶになっている</p>

内田推進 委員	<p>ため、農地に入れるように入口を造成して、タケノコを栽培するそうです。その北側の川に近い方の農地は、田んぼを作るそうです。以上です。</p> <p>〇〇さんは、娘さんが2人ということで、農業を廃止したいと連絡がありました。</p> <p>〇〇さんに見に行ってもらいましょうかということで話が進みました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第133号15番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第133号15番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、15番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第134号、農地法第3条の規定による許可取消申請審議について、別紙関係人により許可取消願を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
野口農業 委員	<p>この件につきましては、令和7年に新規就農ということで、以前に、会長が貸されるということで確認していませんので、今回は現地確認をしていません。</p> <p>会長に電話で確認したところ、1カ月ぐらいしたら断ってきたので、い</p>

	<p>つ、報告しようか迷ってたという話をされました。</p> <p>解約事由の日当たりも大して悪くないという印象なんです、新規就農ということで、会長の方が、準備もして、すぐ作れるようなところまでして貸されてたんですけども、ちょっとがっかりという話をされました。</p> <p>新規就農で少し分からないところがあるかもしれませんが、借りる場合は、もう少し慎重に協議、検討しないと、本人の信用がどうかなという感じを受けた次第です。以上です。</p>
田島推進委員	<p>補足ですけど、〇〇君は、今、喰場の方で結構玉ねぎとかを作ってもらっています。場所が離れているのも理由の一つではないかなというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第134号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第134号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第135号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書(案)を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口農業委員	<p>29日に、〇〇さんと〇〇さん、池田推進委員と一緒に現地確認しています。ここは2筆になっていますけど、1枚になっていて、すでにWCSを植えたということでした。</p> <p>ここについては、この後、牧草を作る予定だということでした。</p> <p>〇〇さんの方に、賃借料のことで聞いたら、荒れるよりは耕作してもらえればという話で、これをお願いしてますということでした。以上です。</p>
池田推進委員	納得の上だとは思いますが、水がなかなかいかないのに早々と植えてあるもんですからね。以上です。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第135号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第135号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。

野口委員	<p>ここは、〇〇さん夫婦、〇〇さんの立会いで、池田推進委員と確認をしました。</p> <p>現地は、ビニールハウスだったんですけど、かなり破損しておりました。今は、みかんが植えてあって、今年は収穫までするというのですが、来年、改植事業で植え替え予定だという〇〇さんの話でした。</p> <p>〇〇さんの方もこの内容で、承知しているということでした。以上です。</p>
池田推進委員	<p>ここはデコポンです。水も、土地改良区の水がバルブ一つでくるようになっていきますので、条件的にはものすごくいいと思います。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第135号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第135号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第36回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございますございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 8 年 6 月 2 日

会長職務代理者 中 島 政 秀

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 西 村 正 史